

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年12月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年12月25日から平成22年1月20日まで縦覧に供する。

平成21年12月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上湧地区	善通寺市農林水道部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西務主地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大手1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮ノ前地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原添地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中屋敷地区	〃